安来市スポーツ少年団表彰規程

（目的）

第１条　安来市スポーツ少年団（以下「本部」という。）は、本市スポーツ少年団の団活動に功績のあった者を表彰し、永くその栄誉を称えることを目的とする。

（表彰資格要件）

第２条　表彰の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）永年にわたりスポーツ少年団活動を行い、その実績が優れている単位団

（２）永年にわたりスポーツ少年団の指導・育成に貢献し、その功績が顕著な指導者並びに退任指導者

（３）永年にわたり本部の運営等に携わり、その功績が顕著な者

（４）その他、顕著な功績があると特に認めた者

（表彰候補者の推薦）

第３条　各団の長は、前条の各号に該当する者がいる場合は、別紙推薦書により本部長に推薦するものとする。

（審査及び決定）

第４条　表彰候補者の審査及び決定は、選考委員会において行う。

（表彰）

第５条　表彰は、総会において行う。

２　表彰は、表彰状又は感謝状を授与する。

（その他）

第６条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

（附　則）

この規程は、平成３０年６月８日から施行する。

注記）第 2 条第 1 号に規定する「永年」とは、原則として（概ね）25 年以上

第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する「永年」とは、原則として 10 年以上